

平成 25 年 8 月 2 日

受益者の皆様へ

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

「パインブリッジ・チャイナ債券ファンド<実質中国人民元建て>
(愛称：元のちから)」
の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「パインブリッジ・チャイナ債券ファンド<実質中国人民元建て>（愛称：元のちから）」（以下「当ファンド」といいます。）は、平成 23 年 2 月に運用を開始し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、当ファンドの運用資産は増加に至らず、受益権総口数は平成 25 年 5 月末現在で約 5,800 万口と、信託約款に定めております 5 億口を設定来大幅に下回る状況が続いております。このため、十分な分散投資効果を発揮することができず、効率的な運用を行うことが困難な状況が続いております。

弊社では、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、この度、前記のような状況に鑑み、このまま運用を継続するよりも、信託を終了し、お預かりいたしました運用資産をお返すことが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至りました。これにより、平成 25 年 10 月 16 日を償還日として当ファンドの信託終了（繰上償還）を行うため、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に基づき書面決議の手続きをとることといたしました。

つきましては、平成 25 年 8 月 2 日現在の受益者の皆様には、同封の議決権行使書面に賛否をご記入いただき、平成 25 年 9 月 9 日（必着）までに弊社宛てにお送りくださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書面をお送りいただかない場合は、信託約款の規定に基づき賛成として取扱われますので、ご賛成の場合には特段の手続きをとる必要はございません。

また、この度の信託終了（繰上償還）および書面決議の手続きについて後記のとおり、ご案内させていただきますので、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

本件に関しまして、ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号：03-5208-5858（受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）

記

1. 信託終了（繰上償還）を行う理由

当ファンドは平成 23 年 2 月 10 日に約 4,600 万円で設定した後、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行いました。しかしながら、その後、なかなか純資産総額を増加させるに至らず、平成 25 年 5 月末現在で約 7,400 万円となっております。受益権総口数につきましても、信託約款に定めております 5 億口を設定来大幅に下回る状況が続いております。このため、十分な分散投資効果を発揮することができず、効率的な運用を行うことが困難な状況が続いております。

弊社では、当ファンドの運用を継続するための対応策の検討を重ねてまいりましたが、この度、前記のような状況に鑑み、このまま運用を継続するよりも、信託を終了し、お預かりいたしました運用資産をお返しすることが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至りました。これにより、平成 25 年 10 月 16 日を償還日として当ファンドの信託終了（繰上償還）を行うため、投信法に基づき書面決議の手続きをとることといたしました。

2. 書面決議の日程および手続き

(1) 日程

- ①受益者および受益権口数の確定日：平成 25 年 8 月 2 日（金）
- ②議決権行使期間：平成 25 年 8 月 2 日（金）～平成 25 年 9 月 9 日（月）
- ③書面による決議の日：平成 25 年 9 月 10 日（火）
- ④反対受益者の買取請求期間：平成 25 年 9 月 11 日（水）～平成 25 年 9 月 30 日（月）
- ⑤信託終了（繰上償還）予定日：平成 25 年 10 月 16 日（水）
- ⑥償還金支払開始日（予定）：上記信託終了日（繰上償還日）の翌営業日以降

※「書面決議」とは、投信法の規定に基づき投資信託の約款変更や信託終了（繰上償還）を行おうとする場合に、受益者を対象として、書面による決議を行い、可否を決める手続きをいいます。

(2) 手続き

平成 25 年 8 月 2 日現在の受益者*の皆様が、上記の議決権行使期間中に、委託者であるパインブリッジ・インベストメンツ株式会社に対して書面をもって議決権を行使することができます。

*平成 25 年 7 月 31 日までに取得申込を行い平成 25 年 8 月 2 日時点において保有している受益権について議決権が付与されます。

本議案は平成 25 年 8 月 2 日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成をもって可決されます。この場合、予定通り平成 25 年 10 月 16 日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。

書面決議により本議案が否決された場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。この場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）を行わない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

また、書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、決議の日（平成 25 年 9 月 10 日）の翌日以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページのアドレス <http://www.pinebridge.co.jp/>

3. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託終了（繰上償還）に対して賛成または反対される旨および必要事項をご記入のうえ、平成 25 年 9 月 9 日（必着）までに弊社宛てにお送りください。

「議決権行使書面」は平成 25 年 9 月 9 日到着分までを有効とさせていただきます。また、当決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をお送りいただかない場合）は、本議案に賛成するものとして取扱わせていただきます。したがって、賛成する場合には特段のお手続きをとっていただく必要はございません。

<議決権行使書面送付先>

〒100-6813 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 1 号 JA ビル
パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
パインブリッジ・チャイナ債券ファンド<実質中国人民元建て> 繰上償還
議決権行使書面受付係 宛

【議決権行使に関するご留意事項】

- ・同一の受益者の方が、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・「本議案についての賛否」の欄に記載がない議決権行使書面をご提出いただいた場合は、賛成するものとして取扱わせていただきます。

4. 反対受益者の買取請求手続きについて

書面決議において本議案が可決された場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）に反対した受益者の方は、以下の手続きにより、保有する当ファンドの受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行（三菱UFJ信託銀行株式会社）に対して、信託財産による買取りを請求することができます。信託終了（繰上償還）に反対した受益者の方全員が、買取請求を行わなければならないわけではありません。買取請求を行わない場合、信託終了日まで保有し償還金を受取ること、または、通常通り取扱販売会社に一部解約請求を行うことができます。

(1) 買取請求期間

平成 25 年 9 月 11 日（水）から 平成 25 年 9 月 30 日（月）まで

(2) 買取請求手続き

- ①弊社より信託終了（繰上償還）に反対された受益者の方に対して、「買取請求の手続きについて」を発送します。
- ②買取請求に必要な書類（以下「必要書類」といいます。）にご記入ください。

- ③取扱販売会社の取引店へ必要書類をご提出ください。
- ④取扱販売会社から受託銀行へ必要書類が送付されます。
- ⑤受託銀行で必要書類が受理され、信託財産による買取りが実行されます。
- ⑥ご指定いただきました銀行口座に受託銀行から買取代金が振り込まれます。

【買取請求に関するご留意事項】

※前記の買取請求は、信託終了（繰上償還）に反対された受益者の方が、法令に基づいて受託銀行に
対して行うものであり、販売会社に対して行う買取請求ではありません。

※買取価額は、原則として受託会社が必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額とします。

※以上のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには通常の一部解約請求よ
りも日数を要する可能性があるほか、買取代金のお振込みに要する手数料は買取請求を行う受益者
の方の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

以 上

※個人情報の取扱いに関して

議決権行使書面にご記入いただいた内容（個人情報）は、この度の信託終了（繰上償還）の書面決議
および買取請求の手続きに関する事務を処理するために利用いたします。また、当該個人情報は、書
面決議および買取請求の手続きを行うにあたり、弊社、販売会社および受託銀行（再信託会社を含み
ます。）の間で共有させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。